

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月11日（月）
14時00分開会 14時41分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：安田 薫 副委員長：北村光明
委 員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、主任：鵜田瑞恵
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
 - ・請願第21号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書に関する請願
 - ・請願第22号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書に関する請願
 - (2) 所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（安田薫）：厚生文教常任委員会を開催する。今日の議題は請願の審査である。請願第21号と請願第22号を審査していく。

議件（1）請願の審査について

- ・請願第21号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書に関する請願

委員長：はじめに請願第21号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書に関する請願についてである。先ほど付託されたので審査していく。これは昨年、類似の請願があり、北海道へ意見書が提出された。この請願に対する皆さんの意見を伺いたい。読む時間を設けるため休憩する。

【休憩 14:01】

【再開 14:05】

委員長：会議を再開する。意見のある方は挙手願う。

北村委員：この中で給特法については踏み込んでいないとある。私は民間の賃金労働者であったが、民間の場合は決められた労働時間以上働いた場合は割増賃金が支払われるが、学校の教員についてはそういうものを4%だったか頭打ちにしている。そういうやり方というのは管理職であれば考えられるけれども、一般の教員にまでするのはどうなのか。そういうことをずっと野放しにしてきた結果が先生方の過労死の問題、それから精神的なストレスによるうつ病だとか、そういったことが増えてきているとずっと言われていて、そういう感じであるのでぜひともこれは取り上げてもらいたい、踏み込んでもらいたいと思う。

委員長：奥秋委員は紹介議員なので賛成の立場だと思うが、ほかの委員はいかがか。

原委員：教員の長時間労働は今始まったことではなく、相当前から言われていることで、授業が終わった後、部活、夏休み・冬休みも含めて今も相当厳しい対応をせざるを得ないことははっきりしている。国も部活等々については相当厳しい枠はめを決めてきている。これ以上やったらだめだと。国でいろいろな議論をして進めているところなので、連合から出されているこの請願についてはこのものをズバリ上にあげて然るべきものだと判断している。

大谷委員：教員の長時間労働はほかの職業と違って難しい部分があると思うが、前のほうに書いてある月80時間超の残業が小学校33.5%、中学校57.6%、この数字は非常に高いと思う。その中で給特法が問題になっていて、今の時代、これを廃止することで次のステップへ、働き方改革になると思うので、給特法廃止に向けたこの請願はいいと思う。

委員長：それでは、この委員会では採択ということでよろしいか。
（よろしいとの声あり）

委員長：本委員会は採択とする。意見書は今出されている内容のままでよろしいかどうか。

佐藤局長：委員会で採択とされた場合、所管する委員会の委員が提出者、賛成者となり意見を提出する。委員会で提出するというのではなく委員個人として提出するが、メンバーは同じなのでこのあと意見書の案を協議していただければ。意見書の案と昨年提出した意見書の本文を配付するので、許可をいただきたい。

委員長：請願第 21 号の意見書案を皆さんに見ていただくということによろしいか。
(よろしいとの声あり)
(昨年の意見書と今年の意見書案配付)

北村委員：去年は教職員の長時間労働是正を求めるという範囲で収まっていて、改廃を含め抜本的な法整備を行うよう国に働きかけることとなっているので、大体同じでいいのかなと思う。

佐藤局長：基本的に去年は北海道に意見書を出している。北海道知事と北海道教育委員会に対して法整備を国に働きかけてほしいという意見書。今回出てきている意見書というのは直接国に対して出すということで、そこが違う。趣旨はほぼ同じであるが、その辺で文言が違っている。

北村委員：去年は道に対して国に働きかけるような意見書で、北海道知事あてと北海道教育委員会あてに出しているけれども、今年については直接国に給特法の廃止も含めて法整備をするということでの要請文書で、この案文そのままではないかと思う。

原委員：項目をたくさん羅列して出すということではなくて、今北村委員が言われたように給特法の廃止を含めた見直しを国に要請しているので、前段で書かれていることを受けて、そういう考えで廃止してほしいということなので、私も手を加えることはなくこれで結構だと思う。

委員長：ほかの委員もこれでよろしいか。
(よろしいとの声あり)

委員長：それでは、29 年度は道に対しての意見書だったが、今年は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣あてなどの国への文書ということで、意見書案のままによろしいか。
(よろしいとの声あり)

北村委員：国と、道にも出すということか。

佐藤局長：これは請願に付いていた意見書案。請願者としてこういうところにこういう意見書を出してほしいということなのであまりほかのことは考えなくてもいいと思う。道に出すとなると文言を変えなければならない。

委員長：請願第 21 号については、これで終わる。

- ・ 請願第 22 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書に関する請願

委員長：次は請願第 22 号である。読むために休憩する。

【休憩 14 : 17】

【再開 14 : 23】

委員長：再開する。
請願第 22 号については、去年も同様の請願が出されている。
採択としてよろしいか。
(よろしいとの声あり)

委員長：全員賛成で採択とする。委員会として 18 日の本会議で報告する。

その次の段階として意見書の作成であるが、これについて昨年提出した意見書と意見書案があるので、配付していいか。

(いいとの声あり)

(昨年の意見書と今年の意見書案配付)

委員長 : まず見ていただいて、昨年は請願で7項目あって、今年は5項目なので短くなっている。比較しながら皆さんの意見を伺いたい。今回の請願では5番目の働き方改革の長時間労働の是正ということは文言に入っていない。

佐藤局長 : 昨年の5番目の部分は先ほどの意見書に代わってしまったということ。だからあえて省いている。

委員長 : 先ほどの意見書とかぶっている。不十分な点がなければ4つにしてもいいかと思うがいかがか。

奥秋委員 : 5番は昨年同様に今年も消していただいて提出してもいいかと。清水町として。

委員長 : ほかの委員からも、今奥秋委員が言われたような意見を出していただきたい。

北村委員 : 私はこのまま出していいと思うが、本会議で通らないということになると困るので、その辺をどの程度配慮するか。

委員長 : 奥秋委員は紹介議員であり紹介議員の意見で5項目目を消すということにはならないかと思うが。

原委員 : 5項目目は昨年も削っている。去年のものと照らし合わせるとこの前段の4項目目は、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の「解消」を「軽減」に変えているけど、ほかは変わらない。

問題は先ほどから出ている5項目目の朝鮮学校授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請するかしないか、これを入れるか入れないかであるが、先ほども言ったように本会議で他の議員から「昨年度は入っていなかったのにどうして入れた」などの質問も含めてしっかりと説明ができるのであれば北村委員が言うように入れていいと思うが、説明できなければ困るので、その辺を明確にしたほうがいい。

奥秋委員 : 日本国内に居住する外国人をもっぱら対象にしている教育施設であって、文部科学省が定めるカリキュラムを持たない、目指していない学校。そういう中でこれを私たちが主張するというにはならないと考えている。

委員長 : 本会議では私が答弁者として困ってしまうので、これを抜いて出すということにしてよろしいか。

原委員 : 入れるより抜いたほうが楽。昨年も同じようにこの項目については抜いているので、委員会の総意として外したということで説明したらいいのでは。

委員長 : では、委員会の総意ということで外す。

佐藤局長 : 確認させていただく。昨年と同様にするというのであれば、記の3番の部分の給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消の「解消」の部分「軽減」に改める。それと、記の5の部分削除する。そういった形でよろしいか。

委員長 : よろしい。事務局長が言われたように3番の「解消」を「軽減」に。そのようにして全員協議会で皆さんの意見を聞く。
では、請願の2つについては以上で終わる。

議件（2）所管事務調査の申し出について

委員長 : 続いて、所管事務調査の申し出についてである。9月定例会までの所管事務調査について、調査申出事項を協議していきたい。道内視察研修1泊2日の予算を取っているが、本町にとって参考になるような視察内容、視察先を検討してほしい。今年度に入って項目的にはたくさんやってきているが。

原委員 : 前は項目がたくさん挙がった。その中で次回考えたらどうだというものがあったような気がするが何だったか。

委員長 : 記録していない。事務局で記録しているか。木村委員長の時だったか。

佐藤局長 : 奥秋委員長の時代はたくさん案が出て時期を分けながら計画を組んだこともあったが。

委員長 : 項目が残っていないようなので、新たに皆さんで考えて、本町にとって参考となるようなものを今日出せばいいが、少し時間を置くか。

大谷委員 : 前は高校へ視察に行った。その時にほかの意見もあったような気がする。

委員長 : コミュニティスクールだとか何点かあった気が。
休憩する。

【休憩 14 : 37】

【再開 14 : 39】

委員長 : 再会する。皆さんから意見が出ないので、改めて委員会を開いて所管事務調査の関係の協議をしたい。それでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

大谷委員 : これは道内視察研修に行くという前提か。

委員長 : どんなものでもいい。町内で研修してもいいし、道内でいいところがあればということ。

今日の所管事務調査の申し出についてはこれで終わる。

議件 (3) その他

委員長 : 事務局から何かあるか。

事務局長 : ない。次回の開催はいつにするか。

委員長 : 6月18日の昼休みにする。

これで今日の会議を終わる。ご苦労様です。